

情報 BOX

美浜町役場

〒919-1192 美浜町郷市 25-25

☎ 0770-32-1111(代表)

FAX 0770-32-1115(代表)

HP <https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>

お知らせ

子どもの人権110番

強化週間のお知らせ

福井県人権擁護委員連合会では、8月27日から一週間を子ども人権110番強化週間として、電話相談の開設時間を延長します。いじめや体罰、虐待等の相談を受け付けています。また、インターネットからの受付窓口もあります。一人で悩まずにご相談ください。

フリーダイヤル

0120・007・110

期間

8月27日(金)～9月2日(木)

時間

(平日) 午前8時30分～午後7時
(土日) 午前10時～午後5時

問

福井地方事務局・人権擁護課

☎ 0776・22・4210

美浜の環境

シリーズ 140

environment

野焼き(野外焼却)は法律で原則禁止されています

野焼きに関する苦情や問い合わせは、一年を通じて役場へと寄せられています。

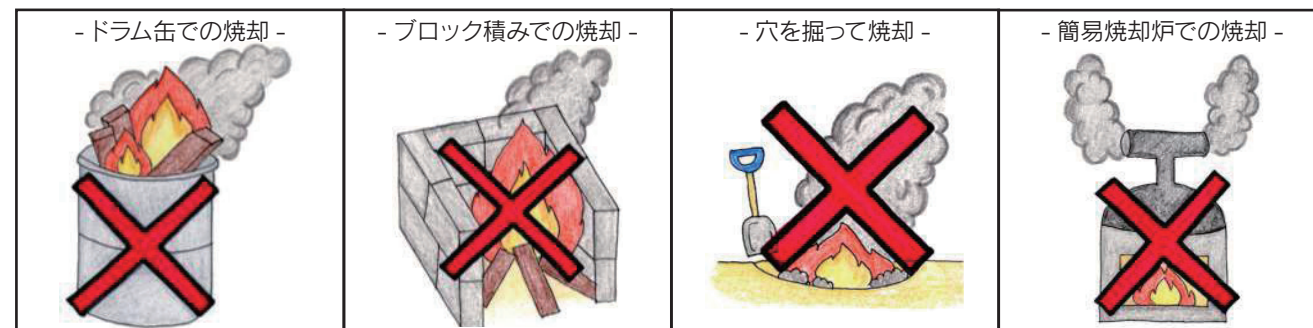
今月号では、野焼きについての理解を深め、トラブルを未然に防ぐため、野焼きについてご紹介します。

野焼きとは

野焼きは、適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを指し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。

一昔前までは、家庭でのごみ焼却は問題ありませんでしたが、平成13年に規制が強化され、ドラム缶やブロック囲い等、法律で定められた構造基準を満たしていない焼却炉での焼却行為は野焼きに該当し、法律に違反するものとなりました。

違反者には「5年以下の懲役、もしくは1,000万以下の罰金またはその両方」が科せられます。なお、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。



野焼きの例外

野焼きは原則禁止ですが、公益上・社会の習慣上やむを得ないもの、または周辺の生活環境に与える影響が軽微な場合は、野焼き禁止の例外となるものがあります。例外は次のとおりです。

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例：河川管理者等が河川の管理を行うために伐採した草木等の焼却
- ② 震災や風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：どんど焼き(地域の行事における不要となった門松やしめ縄等の焼却)
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：畦焼き、もみ殻、伐採した枝の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：たき火やキャンプファイヤー等を行う際の本くずの焼却

ただし、前述の例外であっても周辺の生活環境に影響を与えないようにすることが必要です。木や葉等をよく乾燥させる、焼却を短時間で終わらせる、風向きに気を付ける等、近隣の方とトラブルにならないよう配慮をしてください。



水道検針にご協力を

水道料金は、お客様が使用した水量に応じて算定します。

正確な検針ができるよう、次のことにご協力をお願いします。

- 水道メーターボックスの上には、自動車や物を置かないようにしてください。
- 水道メーターボックスの中は、水や泥が入らないよう、いつもきれいにしておいてください。



問

町上下水道課(担当・田辺)

☎ 32・1341

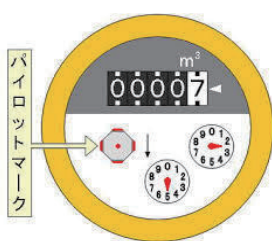
漏水かな?と思ったら

早期発見・早期修理を

急に水道料金が高くなったり、水の出が悪くなったりした場合、漏水の可能性があります。漏水の確認は、水道メーターで簡単にできます。

● 確認方法

- ① 宅内の蛇口をすべて閉める。
- ② ①の状態で、水道メーターのパイロットや赤い針が動いている場合、水道メーターより先宅内で漏水しています。



● 宅内漏水の場合

町指定給水装置工事業者(指定工事店)へ連絡し、調査・修理を依頼してください。
※修理費用は、利用者の個人負担となります。

● 水道料金の一部減免

やむを得ない漏水については、水道料金の一部が減免される場合があります。

漏水による減免を受けるには、町指定給水装置工事業者が修繕をした後、修理証明書と減免申請書を提出する必要があります。

詳細については、町上下水道課までお問い合わせください。

問

町上下水道課(担当・橋本/田辺)

☎ 32・1341

音声告知放送の終了及び戸別受信機の運用開始について

町では、7月31日をもって音声告知放送を終了し、8月1日より戸別受信機の運用を開始しています。戸別受信機の取り付け忘れがないか、今一度ご確認ください。

また、スマートフォンで町からのお知らせやおくやみ情報等を取得できる防災アプリも運用しています。こちらも合わせてご利用ください。

● 美浜町防災アプリのダウンロードはこちら

iPhoneの方は



Androidの方は



800ダウンロード突破

問

町エネルギー政策課(担当・田村)

☎ 32・6716

問 町観光戦略課（担当・金田）
☎ 32-6705



映画「ハザードランプ」の公開について
嶺南地域で全ての撮影が行われ、美浜町の日向や松原もロケ地となった映画「ハザードランプ」が2022年春に公開されます。
地方都市で、代行ドライバーとして働く男性2人の心の交流を描いた作品となっています。

● 出演 安田顕・山田裕貴
松本若菜・中村中
阿部純子・大和田伸也
津田寛治・六平直政
金田明夫・石倉三郎

● 監督 柳英雄
● 脚本 清水匡
● 音楽 和（IZUMI）

問 福井県司法書士会
☎ 0776-43-0601

司法書士による無料相談会を開催します
10月2日は「法の日」です。この「法の日」を記念し、福井県司法書士会では、無料相談会を開催します。不動産の相続や売買等の登記に関することや成年後見に関すること、借金に関すること、その他訴訟に関すること等、さまざまな相談をお受けします。

● 日時 10月2日（土）
午前10時～午後4時

● 会場 県内8箇所で開催

● 予約 必要（完全予約制）

● 相談例
・相続を開始したが、土地や建物の登記名義をまだ変えていない。
・クレジットカード会社や消費者金融からしつこく借金返済の催促を受けている。
・知的障がいがある子どもの将来が心配。
・アパートを退去する際、多額の原状回復費を請求された。

教室・講座・説明会等

● 定員 先着10組

● 対象 町内在住で平成30年4月2日～令和2年4月1日に生まれたお子さん

● 内容 消防車や救急車を近くで見よう。

● 日時 9月15日（水）
午前10時30分～11時

◆ 消防署見学

○ さくらんぼひろば



美浜町子ども・子育てサポートセンターの催しを
お知らせします

○ 育児講座

◆ グッド・トイであそぼう

● 日時 9月8日（水）
午前10時30分～11時15分

● 会場 はあとびあ
町内在住親子15組

● 対象 町内在住親子15組

● 内容 おすすめのおもちゃに触れて遊べます。

● 申込 8月24日（火）～
9月7日（火）



問 町健康福祉課（担当・四ツ谷）
☎ 32-6704

もの忘れ相談会を開催します

● 日時 9月21日（火）
午後7時～8時

● 会場 はあとびあ

● 対象 町内在住で、物忘れや認知症について不安のある人またはその家族

● 費用 無料

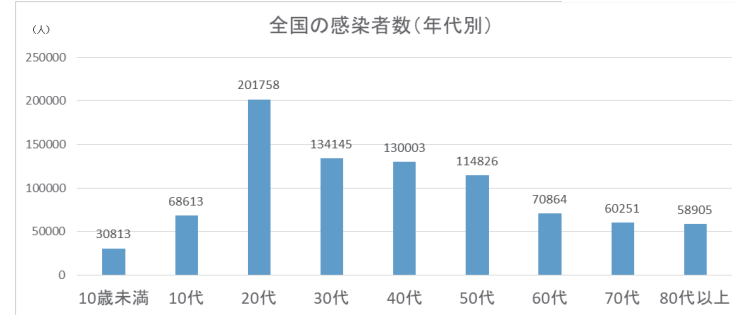
● 定員 2名（要事前申し込み）



12歳以上の方で新型コロナワクチン接種がお済みでない方はお早めにご予約ください！



- 40代以下の接種予約率は、65歳以上の方に比べ低くなっています。しかし、全国の新型コロナウイルス感染者の半数以上が20～40代であり、40代以下の感染者においても重症化や感染後の後遺症等が確認されています。
- ワクチンには、高い発症予防効果と重症化を防ぐ効果が認められているため、12歳以上の方で、ワクチン接種がお済みでない方は、お早めにご予約ください。



【予約について】



Web予約 ▶▶▶



＼24時間予約可能／



電話予約 ▶▶▶

コールセンター
0770-32-0320
(月～土) 9:00～17:00
祝日除く

【注意事項】

2回目の接種日は、1回目の接種日から3週間(21日間)後の同じ曜日・時間になります。あらかじめご都合を調整いただき、計画的なワクチン接種にご協力ください。また、職域接種(企業や大学等において職域単位でワクチン接種)をされる場合は、ワクチンの種類が異なるため、町のワクチン接種との二重予約を行わないようにお願いします。

※お問い合わせ先 町健康福祉課(担当・武田) ☎32-6704

「ふく育応援団」登録事業者募集中！



県では、10月1日に子育て世帯等を応援する企業・店舗等による「ふく育応援団」を創設します。「ふく育応援団」参加店には「ふく育パスポート」に登録した妊婦さんや18歳未満のお子さんを持つ子育て世帯の皆さんに、割引や特典等の優待サービスを提供していただきます。店舗情報やサービス内容は、事務局が子育て情報総合サイト「ふく育ポータルサイト」で情報発信を行います。

事業の開始に先立ち、現在「ふく育応援団」として協賛いただける企業・店舗等を募集しています。

【申込方法】

ふく育ポータルサイトの専用登録フォームから申し込みください。

【ふく育応援団優待サービス例】

- ◇お買い上げ総額より〇〇%引き！
 - ◇ソフトドリンクサービス！
 - ◇新規入会金を無料！
- ※サービス内容は、随時変更可能です。状況に応じて、取り組み可能な範囲で設定・変更ください。



＼申し込みはこちら／

【早期登録特典】

令和3年10月に実施するふく育応援団限定の「ふく割」クーポン利用店として参加できます。8月31日(火)までにふく育応援団に登録し、優待サービスを設定した方が対象です。

※ふく割に未参加の場合は、ふく割への参加申請も必要です。

※お問い合わせ先 ふく育事務局 ☎0776-57-5152

ふく育応援団参加店へPOP等を準備します



※デザイン等が、変更になる場合があります。

登録無料

↓ 消防署員指導のもと消火器で消火訓練を行う佐田区民



万が一に備えて 佐田区自主防災協議会 防災訓練

7月25日に、佐田区自主防災協議会による防災訓練が実施されました。

訓練では、区民らが消火器や消火栓の使い方を学んだほか、区内のカーブミラー等に設置された防災・防犯シールについて説明がありました。

参加した区民らは、訓練を通して防災・防犯への意識を高めていました。

↓ 打ち上げられた花火



美浜の夜空に咲く大輪の花 明るい希望と笑顔づくり 花火in三方五湖

7月24日に、花火の打ち上げが町総合運動公園で行われました。

この催しは、自粛生活等で疲弊している町民に明るい話題を届けようと、一般社団法人三方五湖青年会議所が企画したものです。

当日は、約10分間で600発の花火が打ち上げられ、美浜の夜空を彩りました。



↑ 佐田区内のカーブミラーに設置された防災・防犯シール

↓ 担当職員の説明を聞く児童ら



水はどうやって作られているの？ 美浜東小学校 水道施設見学

7月14日に、美浜東小学校の4年生が上水道管理所と浄化センターの見学を行いました。

これは、社会科の授業の一環として、ライフラインである水道施設等について学ぶことを目的に実施されました。

児童らは、町の上下水道課職員等から施設の構造や役割の説明を受け、理解を深めていました。



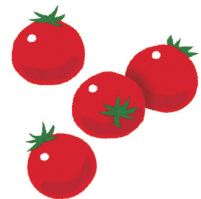
まちウォッチング atching



- 悩みごと総合相談会を開催します**
- 日時 9月4日(土) 午前9時～正午
 - 会場 二州健康福祉センター
 - 対象 相談を希望される方
 - 方法 対面による個別相談
 - 内容 個別相談、法律相談、こころの相談、心理相談、生活・就労相談、ひきこもり相談、職場の悩み相談、クレプトマニア・アルコール等の依存症相談等
 - 参加費 無料
 - (問) 二州健康福祉センター 地域保健課 22・3747

- 美浜町健康楽膳拠点施設 こるばの催しをお知らせします**
- ◆アイシングクッキーワークショップ
 - 日時 9月25日(土) 午後2時～3時30分
 - 会場 こるば
 - 定員 先着12名
 - 費用 1,000円(クッキー2枚・ドリンクまたはソフトクリーム付き)
 - ※クッキーの追加はご相談ください。
 - 講師 小畑 早綾香氏 (マカヒキ)
 - 申込 こるばまでご連絡ください。
 - ◆健康フラ体験
 - 日時 9月23日(木・祝) 午後2時～3時
 - 会場 園芸LABOの丘
 - 費用 無料
 - 対象 どなたでも
 - 講師 荒木 和枝氏(福井アロハレイフラスタジオ)
 - 持ち物 タオル、動きやすい服装
 - 申込 こるばまでご連絡ください。
 - (問) 町健康楽膳拠点施設こるば 32・2155

- 園芸LABOの丘の催しをお知らせします**
- ◆巨木トマト満開！ 巨木トマトの収穫体験
 - 日時 9月12日(日)・16日(木)・18日(土)・19日(日)・23日(木)・祝・25日(土)・26日(日)
 - 各日とも午前10時～正午
 - ※生育状況により、収穫できない場合があります。
 - 費用 100円(2～3個)
 - 定員 (平日)先着5名 (土・日・祝)先着10名
 - 申込 不要
 - ―色とりどりマムと季節の花のフラワーアレンジメント教室―
 - 日時 9月20日(月・祝) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分
 - 費用 2,000円
 - 定員 各回12名
 - 講師 松川 知香子氏 (花の教室フローラ)
 - 申込 予約が必要です。



- ―スイスチャードのプランター栽培体験―
 - スイスチャードは、ビタミナやミネラルが豊富で葉の軸が赤や黄色になるカラフルな野菜です。観賞用としても利用できます。
 - 日時 9月5日(日) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時～2時
 - 費用 500円
 - 定員 各回10名
 - 申込 予約が必要です。
- 福井県園芸体験施設では、他にもさまざまな体験メニューを多数用意しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。
- なお、予約が必要となる体験メニューは、開催日の一週間前までに、FAX(47・6163)またはメールで申し込みください。ただし、定員となり次第、受け付けを終了させていただきます。
- (問) 福井県園芸体験施設 (園芸LABOの丘) 47・6162

